

防衛省訓令第32号

地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）

第69条の規定に基づき、地方防衛局の内部組織等に関する訓令を次のように定める。

平成25年5月16日

防衛大臣 小野寺 五典

地方防衛局の内部組織等に関する訓令

改正 平成26年3月31日省訓第22号

平成27年4月10日省訓第20号

平成27年6月30日省訓第25号

平成27年10月1日省訓第39号

平成28年1月29日省訓第3号

平成28年3月28日省訓第18号

平成28年3月31日省訓第34号

平成29年3月27日省訓第11号

平成29年3月31日省訓第28号

平成29年12月27日省訓第63号

平成30年3月30日省訓第26号

平成30年4月13日省訓第31号

平成30年10月17日省訓第43号

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号）の全部を改正する。

目次

第1章 地方防衛局

第1節 北海道防衛局（第1条－第19条）

第2節 東北防衛局（第20条－第38条）

第3節 北関東防衛局（第39条－第65条）

第4節 南関東防衛局（第66条－第91条）

第5節 近畿中部防衛局（第92条－第111条）

第6節 中国四国防衛局（第112条－第131条）

第7節 九州防衛局（第132条－第150条）

第8節 沖縄防衛局（第151条－第175条）

第2章 地方防衛支局

第1節 帯広防衛支局（第176条－第181条）

第2節 東海防衛支局（第182条－第195条）

第3節 長崎防衛支局（第196条－第199条）

第4節 熊本防衛支局（第200条—第208条）

第3章 地方防衛事務所

第1節 総則（第209条・第210条）

第2節 千歳防衛事務所（第211条—第213条）

第3節 三沢防衛事務所（第214条—第220条）

第4節 郡山防衛事務所（第221条—第223条）

第5節 百里防衛事務所（第224条—第226条）

第6節 宇都宮防衛事務所（第227条—第230条）

第7節 前橋防衛事務所（第231条—第233条）

第8節 千葉防衛事務所（第234条—第236条）

第9節 横田防衛事務所（第237条—第243条）

第10節 新潟防衛事務所（第244条—第246条）

第11節 横須賀防衛事務所（第247条—第253条）

第12節 座間防衛事務所（第254条—第258条）

第13節 吉田防衛事務所（第259条—第261条）

第14節 浜松防衛事務所（第262条—第264条）

第15節 富士防衛事務所（第265条—第269条）

第16節 小松防衛事務所（第270条—第272条）

第 1 7 節 京都防衛事務所（第 2 7 3 条—第 2 7 5 条）

第 1 8 節 舞鶴防衛事務所（第 2 7 6 条—第 2 7 8 条）

第 1 9 節 岐阜防衛事務所（第 2 7 9 条—第 2 8 2 条）

第 2 0 節 美保防衛事務所（第 2 8 3 条—第 2 8 5 条）

第 2 1 節 津山防衛事務所（第 2 8 6 条—第 2 8 8 条）

第 2 2 節 玉野防衛事務所（第 2 8 9 条—第 2 9 1 条）

第 2 3 節 岩国防衛事務所（第 2 9 2 条—第 2 9 7 条）

第 2 4 節 高松防衛事務所（第 2 9 8 条—第 3 0 0 条）

第 2 5 節 佐世保防衛事務所（第 3 0 1 条—第 3 0 7 条）

第 2 6 節 別府防衛事務所（第 3 0 8 条—第 3 1 0 条）

第 2 7 節 宮崎防衛事務所（第 3 1 1 条—第 3 1 3 条）

第 2 8 節 鹿児島防衛事務所（第 3 1 4 条—第 3 1 7 条）

第 2 9 節 那覇防衛事務所（第 3 1 8 条—第 3 2 0 条）

第 3 0 節 名護防衛事務所（第 3 2 1 条—第 3 2 7 条）

第 4 章 雜則（第 3 2 8 条—第 3 3 1 条）

附則

第 1 章 地方防衛局

第 1 節 北海道防衛局

(統括調整官)

第1条 北海道防衛局に、統括調整官1人を置く。

- 2 統括調整官は、北海道防衛局長の命を受け、企画部の所掌事務を整理するほか、北海道防衛局の所掌事務のうち特に重要な事項について、企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

(総務課)

第2条 総務課に、課長補佐3人のほか、次の5係を置く。

総務係

企画係

審査係

人事係

厚生係

- 2 総務課に、総合調整官3人及び適格性付与専門官1人を置く。

- 3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに北海道防衛局内の総合調整及び同局の所掌

事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 北海道防衛局における適格性の付与に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、北海道防衛局における
秘密の保全に関すること。

(会計課)

第3条 会計課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

総務係

会計係

管理係

出納係

審査係

(契約課)

第4条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の2係を置く。

契約係

契約審査係

- 2 契約課に、入札監視専門官 1 人を置く。
- 3 入札監視専門官は、課長の命を受け、北海道防衛局の管轄区域内に所在する防衛省本省の内部部局、施設等機関及び特別の機関並びに防衛装備庁（以下「防衛省の機関等」という。）が行う入札及び契約（第 3 2 8 条に規定する調達に関するものを除く。以下同じ。）の適正化に関する事務に従事する。

（報道官）

第 5 条 総務部に、報道官 1 人を置く。

- 2 報道官は、部長の命を受け、北海道防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

（地方調整課）

第 6 条 地方調整課に、基地対策室及び地方協力確保室並びに課長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

総務係

企画係

- 2 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。
 - (2) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保（以下「防衛施設の取得等に係る地方協力確保」という。）に関すること（北海道防衛局長の指定する事項に限る。）。
 - (3) 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整（以下「地方協力確保のための連絡調整」という。）に関するこ

と。

- 3 基地対策室に、基地対策室長を置く。
- 4 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 5 基地対策室に、室長補佐 1 人のほか、基地対策係を置く。
- 6 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 1 条に規定する武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等（以下「国民保護措置等」という。）のうち北海道防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号まで及び第 19 号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保（以下「地方協力確保」という。）に関すること（基地

対策室の所掌に属するものを除く。) 。

- 7 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。
- 8 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 9 地方協力確保室に、室長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

協力確保係

企画調整係

- 10 地方協力確保室に、調整官 1 人を置く。
- 11 調整官は、室長の命を受け、第 6 項各号に掲げる事務に従事する。

(周辺環境整備課)

- 第 7 条 周辺環境整備課に、課長補佐 3 人のほか、次の 6 係を置く。

施設対策第 1 係

施設対策第 2 係

障害防止第 1 係

障害防止第 2 係

道路係

事業推進係

(防音対策課)

第8条 防音対策課に、課長補佐3人のほか、次の7係を置く。

防音第1係

防音第2係

住宅防音第1係

住宅防音第2係

住宅防音第3係

砲撃音防音係

移転措置係

(調達計画課)

第9条 調達計画課に、課長補佐2人のほか、次の4係を置く。

総務係

企画係

計画調整第1係

計画調整第2係

- 2 調達計画課に、工事調整専門官1人、施設緊急復旧計画専門官1人及び検査官1人を置く。
- 3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 4 施設緊急復旧計画専門官は、課長の命を受け、自衛隊の施設の緊急復旧に係る建設工事（以下「施設緊急復旧建設工事」という。）の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 5 検査官は、課長の命を受け、調達品（防衛装備庁の所掌事務に係るものに限る。以下同じ。）及びこれに関する役務に係る検査（監督を含む。第9条の2第3項、第32条の2第3項、第51条の2第3項、第78条の2第3項、第100条の2第3項、第124条の2第3項、第140条の2第3項、第163条の2

第3項及び第209条第5項第5号を除き、以下同じ。

）その他の契約の履行に関する業務（前金払又は概算払による支払金の使途の調査及び原価監査に関するものを除く。以下同じ。）の実施に関する事務に従事する。

（事業監理課）

第9条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、施設情報管理係を置く。

2 事業監理課に、建設事業監理官3人を置く。

3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

（建築課）

第10条 建築課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

建築第1係

建築第2係

建築第 3 係

建築第 4 係

- 2 建築課に、施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。
- 3 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、自衛隊の施設の基盤強化に係る建築工事（以下「施設基盤強化建築工事」という。）の実施に関する事務に従事する。

（土木課）

第 1 1 条 土木課に、課長補佐 1 人のほか、次の 4 係を置く。

土木第 1 係

土木第 2 係

土木第 3 係

土木第 4 係

- 2 土木課に、施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。
- 3 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、自衛隊の施設の基盤強化に係る土木工事（以下「施設基盤強化土木工事」という。）の実施に関する事務に従事

する。

(設備課)

第12条 設備課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

設備第1係

設備第2係

設備第3係

通信係

2 設備課に、建設監督官1人及び施設基盤強化対策専門官2人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、自衛隊の施設の基盤強化に係る設備工事（以下「施設基盤強化設備工事」という。）の実施に関する事務に従事する。

第13条 削除

(業務課)

第14条 業務課に、課長補佐1人のほか、次の2係を置く。

総務係

業務係

(施設補償課)

第15条 施設補償課に、課長補佐1人のほか、次の2係を置く。

漁業補償第1係

漁業補償第2係

(施設管理課)

第16条 施設管理課に、課長補佐3人のほか、次の5係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

行政財産管理第3係

行政財産管理第4係

提供管理係

(施設取得課)

第17条 施設取得課に、課長補佐1人のほか、次の2
係を置く。

取得係

賃借契約係

(課長補佐等)

第18条 課長補佐は、北海道防衛局長の定めるところ
により、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、北海道防衛局長の定めるところにより
、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第19条 係の所掌事務は、北海道防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係に分掌された
事務を掌理する。

第2節 東北防衛局

(総務課)

第20条 総務課に、課長補佐2人のほか、次の5係を
置く。

総務係

企画係

審査係

人事係

厚生係

2 総務課に、総合調整官 4 人及び適格性付与専門官 1 人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに東北防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 東北防衛局における適格性の付与に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、東北防衛局における秘密の保全に関すること。

(会計課)

第 2 1 条 会計課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を

置く。

総務係

会計係

管理係

出納係

審査係

(契約課)

第22条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の3係を置く。

契約係

契約審査第1係

契約審査第2係

2 契約課に、入札監視専門官1人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、東北防衛局の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

第23条 削除

(報道官)

第 2 4 条 総務部に、報道官 1 人を置く。

2 報道官は、部長の命を受け、東北防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(地方調整課)

第 2 5 条 地方調整課に、基地対策室及び地方協力確保室並びに課長補佐 2 人のほか、次の 3 係を置く。

総務係

企画係

連絡調整係

2 地方調整課に、訟務専門官 1 人を置く。

3 訟務専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

4 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

- (2) 防衛施設の取得等に係る地方協力確保に関すること
と（東北防衛局長の指定する事項に限る。）。
- (3) 地方協力確保のための連絡調整に関すること。
- 5 基地対策室に、基地対策室長を置く。
- 6 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 7 基地対策室に、室長補佐1人のほか、基地対策係を置く。
- 8 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 国民保護措置等のうち東北防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地方協力確保に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。
- 9 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。
- 10 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 11 地方協力確保室に、室長補佐1人のほか、次の2係を置く。

協力確保係

企画調整係

1 2 地方協力確保室に、調整官 1 人を置く。

1 3 調整官は、室長の命を受け、第 8 項各号に掲げる事務に従事する。

(周辺環境整備課)

第 2 6 条 周辺環境整備課に、課長補佐 3 人のほか、次の 7 係を置く。

施設対策第 1 係

施設対策第 2 係

施設対策第 3 係

施設対策第 4 係

障害防止第 1 係

障害防止第 2 係

道路係

(防音対策課)

第 2 7 条 防音対策課に、課長補佐 3 人のほか、次の 9 係を置く。

防音第 1 係

防音第 2 係

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

砲撃音防音係

移転措置第 1 係

移転措置第 2 係

移転措置第 3 係

(業務課)

第 28 条 業務課に、課長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

業務係

事故補償係

2 業務課に、渉外専門官 1 人を置く。

3 渉外専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

(施設補償課)

第 29 条 施設補償課に、課長補佐 2 人のほか、次の 3

係を置く。

漁業補償第1係

漁業補償第2係

施設補償係

(施設管理課)

第30条 施設管理課に、課長補佐4人のほか、次の8

係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

行政財産管理第3係

行政財産台帳第1係

行政財産台帳第2係

緑化対策第1係

緑化対策第2係

提供管理係

(施設取得課)

第31条 施設取得課に、課長補佐1人のほか、次の3

係を置く。

取得係

賃借契約第1係

賃借契約第2係

(調達計画課)

第32条 調達計画課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

総務係

企画係

計画調整第1係

計画調整第2係

計画調整第3係

2 調達計画課に、工事調整専門官1人、施設除染計画専門官1人及び施設緊急復旧計画専門官1人を置く。

3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

4 施設除染計画専門官は、課長の命を受け、平成二十

三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）の規定による除染等の措置等の実施に係る施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

- 5 施設緊急復旧計画専門官は、課長の命を受け、施設緊急復旧建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

（事業監理課）

第32条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、施設情報管理係を置く。

- 2 事業監理課に、建設事業監理官3人を置く。
- 3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及

び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

第33条 建築課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

建築第1係

建築第2係

建築第3係

建築第4係

建築第5係

2 建築課に、建設監督官1人、施設基盤強化対策専門官1人及び施設除染対策専門官1人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

5 施設除染対策専門官は、課長の命を受け、放射性物質汚染対処特措法の規定による除染等の措置等の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第34条 土木課に、課長補佐1人のほか、次の5係を置く。

土木第1係

土木第2係

土木第3係

土木第4係

土木第5係

2 土木課に、建設監督官1人、施設基盤強化対策専門官1人及び施設除染対策専門官1人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

5 施設除染対策専門官は、課長の命を受け、放射性物質汚染対処特措法の規定による除染等の措置等の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第 3 5 条 設備課に、課長補佐 1 人のほか、次の 5 係を置く。

設備第 1 係

設備第 2 係

設備第 3 係

設備第 4 係

通信係

2 設備課に、建設監督官 1 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(総括建設監督官)

第 3 6 条 調達部に、総括建設監督官 1 人を置く。

2 総括建設監督官は、部長の命を受け、建設工事の施工の監督に関する事務を総括する。

(課長補佐等)

第 3 7 条 課長補佐は、東北防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、東北防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第 3 8 条 係の所掌事務は、東北防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 3 節 北関東防衛局

(総務課)

第 3 9 条 総務課に、課長補佐 3 人のほか、次の 7 係を置く。

総務係

企画係

文書係

審査係

人事係

厚生係

共済係

- 2 総務課に、総合調整官 4 人、適格性付与専門官 1 人、労務対策調査専門官 1 人及び人事専門官 2 人を置く。
- 3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに北関東防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。
- 4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 北関東防衛局における適格性の付与に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、北関東防衛局における秘密の保全に関すること。
- 5 労務対策調査専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 駐留軍及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦にお

いて遂行する同国政府の職員並びに諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第15条第1項（a）に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者（以下「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集（以下「防衛施設の設置運営調査等」という。）に関すること（北関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

6 人事専門官は、課長の命を受け、北関東防衛局における女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務に従事する。

（会計課）

第40条 会計課に、課長補佐2人のほか、次の8係を

置く。

総務係

予算係

会計係

管理係

決算係

出納係

審査第1係

審査第2係

(契約課)

第41条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の4係を

置く。

契約第1係

契約第2係

契約審査第1係

契約審査第2係

2 契約課に、入札監視専門官1人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、北関東防衛局

の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

第 4 2 条 削除

(報道官)

第 4 3 条 総務部に、報道官 1 人を置く。

- 2 報道官は、部長の命を受け、北関東防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(訟務官)

第 4 4 条 総務部に、訟務官 1 人を置く。

- 2 訟務官は、部長の命を受け、争訟に関する事務を総括する。

(地方調整課)

第 4 5 条 地方調整課に、基地対策室及び課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を置く。

総務係

企画係

渉外係

連絡調整第1係

連絡調整第2係

- 2 地方調整課に、再編調整専門官1人、基地対策官1人、渉外専門官1人及び訟務専門官1人を置く。
- 3 再編調整専門官は、課長の命を受け、地方調整課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。
- 4 基地対策官は、課長の命を受け、艦載機訓練場の設置に係る諸問題に関する施策の企画及び立案の取りまとめに関する事務並びに地方調整課の所掌事務のうち課長の指定する事務に従事する。
- 5 渉外専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。
- 6 訟務専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。
- 7 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸

問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

- (2) 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること（法第4条第1項第12号及び第19号に掲げる事務に関しては、北関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

8 基地対策室に、基地対策室長を置く。

9 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

10 基地対策室に、室長補佐2人のほか、次の2係を置く。

基地対策第1係

基地対策第2係

11 基地対策室に、調査専門官3人を置く。

12 調査専門官は、室長の命を受け、基地対策室の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

(地方協力基盤整備課)

第46条 地方協力基盤整備課に、事態対処支援室及び

課長補佐1人のほか、協力確保係を置く。

2 事態対処支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国民保護措置等のうち北関東防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、法第4条第1項第2号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（北関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

3 事態対処支援室に、事態対処支援室長を置く。

4 事態対処支援室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

5 事態対処支援室に、室長補佐1人のほか、企画調整係を置く。

6 事態対処支援室に、調整官1人を置く。

7 調整官は、室長の命を受け、第2項各号に掲げる事務に従事する。

(施設対策計画課)

第47条 施設対策計画課に、課長補佐2人のほか、次の2係を置く。

計画調整係

調整交付金係

(周辺環境整備課)

第48条 周辺環境整備課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

施設対策第1係

施設対策第2係

障害防止第1係

障害防止第2係

道路係

(防音対策課)

第49条 防音対策課に、課長補佐2人のほか、次の6係を置く。

防音第1係

防音第2係

防音第 3 係

防音第 4 係

防音第 5 係

防音第 6 係

(住宅防音課)

第 5 0 条 住宅防音課に、課長補佐 3 人のほか、次の 1

2 係を置く。

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

住宅防音第 4 係

住宅防音第 5 係

住宅防音第 6 係

住宅防音第 7 係

住宅防音第 8 係

住宅防音第 9 係

住宅防音第 1 0 係

移転措置第 1 係

移転措置第2係

- 2 住宅防音課に、調査専門官1人を置く。
- 3 調査専門官は、課長の命を受け、住宅防音課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

(調達計画課)

第51条 調達計画課に、課長補佐3人のほか、次の6係を置く。

総務係

企画係

計画調整第1係

計画調整第2係

計画調整第3係

計画調整第4係

- 2 調達計画課に、工事調整専門官4人及び施設緊急復旧計画専門官1人を置く。
- 3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に

関する事務に従事する。

- 4 施設緊急復旧計画専門官は、課長の命を受け、施設緊急復旧建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

(事業監理課)

- 第51条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

施設情報管理係

事業監理第1係

事業監理第2係

事業監理第3係

- 2 事業監理課に、建設事業監理官5人を置く。
- 3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

第 5 2 条 建築課に、課長補佐 3 人のほか、次の 6 係を置く。

建築第 1 係

建築第 2 係

建築第 3 係

建築第 4 係

建築第 5 係

建築第 6 係

2 建築課に、建設監督官 4 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第 5 3 条 土木課に、課長補佐 2 人のほか、次の 3 係を置く。

土木第 1 係

土木第 2 係

土木第 3 係

2 土木課に、建設監督官 2 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第 5 4 条 設備課に、課長補佐 4 人のほか、次の 7 係を置く。

設備第 1 係

設備第 2 係

設備第 3 係

設備第 4 係

設備第 5 係

通信第 1 係

通信第 2 係

- 2 設備課に、建設監督官 5 人及び施設基盤強化対策専門官 2 人を置く。
- 3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。
- 4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

第 5 5 条 削除

(総括建設監督官)

第 5 6 条 調達部に、総括建設監督官 1 人を置く。

- 2 総括建設監督官は、部長の命を受け、建設工事の施工の監督に関する事務を総括する。

(業務課)

第 5 7 条 業務課に、施設補償室及び課長補佐 2 人のほか、次の 6 係を置く。

総務係

計画調整係

渉外係

業務第 1 係

業務第2係

事故補償係

2 施設補償室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号。以下「漁船操業制限法」という。）第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- (3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第13条第1項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号。

以下「特別損失補償法」という。) 第1条第1項の規定による損失の補償に関すること。

(4) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号。以下「米軍等行動関連措置法」という。）第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。

(5) 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

(6) 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復（道路に係るものを除く。）に関すること。

(7) 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行うも

の（道路に係るものを除く。）に関すること。

(8) 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

3 施設補償室に、施設補償室長を置く。

4 施設補償室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

5 施設補償室に、室長補佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

漁業補償第 1 係

漁業補償第 2 係

特別補償係

（施設管理課）

第 5 8 条 施設管理課に、課長補佐 5 人のほか、次の 1 2 係を置く。

行政財産管理第 1 係

行政財産管理第 2 係

行政財産管理第 3 係

行政財産管理第 4 係

行政財産管理第 5 係

行政財産台帳第 1 係

行政財産台帳第 2 係

緑化対策係

国有財産管理第 1 係

国有財産管理第 2 係

提供管理第 1 係

提供管理第 2 係

- 2 施設管理課に、国有財産管理専門官 1 人を置く。
- 3 国有財産管理専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 国有財産（庁舎及び職員の宿舎に供される国有財産を除く。以下同じ。）の管理に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関すること。
 - (2) 国有財産の管理に関する調査、研究及び資料の収集並びに施設管理課の所掌事務に係る資料の整理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で課長の指定するものに関する事。

(施設取得課)

第59条 施設取得課に、課長補佐2人のほか、次の7係を置く。

取得第1係

取得第2係

賃借契約第1係

賃借契約第2係

賃借契約第3係

賃借契約第4係

賃借契約第5係

(装備企画課)

第60条 装備企画課に、課長補佐1人のほか、次の2係を置く。

総務係

企画係

2 装備企画課に、保全専門官6人及び情報セキュリティ

ィ監査官 8 人を置く。

- 3 保全専門官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関する事務に従事する。
- 4 情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報（秘密を除く。以下同じ。）の保全についての監査に関する事務に従事する。

（装備第 1 課）

第 6 1 条 装備第 1 課に、管理係を置く。

- 2 装備第 1 課に、装備管理官 3 人、システム調整官 1 人、原価監査官 7 人及び検査官 3 2 人を置く。
- 3 装備管理官は、課長の命を受け、装備品等及び役務（防衛装備庁の所掌事務に係るものに限る。以下同じ。）に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する

事務を総括する。

- 4 システム調整官は、課長の命を受け、部長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 5 原価監査官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
 - (2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。
 - (3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。
 - (4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。
- 6 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

(装備第2課)

第62条 装備第2課に、管理係を置く。

2 装備第2課に、装備管理官3人、システム調整官1人、原価監査官6人及び検査官44人を置く。

3 装備管理官は、課長の命を受け、装備品等及び役務に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

4 システム調整官は、課長の命を受け、部長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

5 原価監査官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

6 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

(首席検査官)

第63条 装備部に、首席検査官1人を置く。

2 首席検査官は、部長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する重要な事項についての調査、企画及び立案を行うとともに、当該事務を総括する。

(課長補佐等)

第64条 課長補佐は、北関東防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、北関東防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第65条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第4節 南関東防衛局

(労務対策官)

第66条 労務管理官の下に、労務対策官1人を置く。

2 労務対策官は、労務管理官の命を受け、労務管理官の所掌事務を総括する。

3 労務対策官の下に、安全衛生専門官1人を置く。

4 安全衛生専門官は、労務対策官の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の安全衛生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

(総務課)

第67条 総務課に、課長補佐3人のほか、次の6係を

置く。

総務係

企画係

審査係

人事係

厚生係

共済係

2 総務課に、総合調整官 4 人、適格性付与専門官 1 人及び人事専門官 1 人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに南関東防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 南関東防衛局における適格性の付与に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、南関東防衛局における秘密の保全に関すること。

5 人事専門官は、課長の命を受け、南関東防衛局における女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務に従事する。

(会計課)

第68条 会計課に、課長補佐2人のほか、次の6係を置く。

総務係

会計係

管理係

決算係

出納係

審査係

(契約課)

第69条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

契約第1係

契約第2係

契約審査第1係

契約審査第2係

2 契約課に、入札監視専門官1人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、南関東防衛局の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

(報道官)

第70条 総務部に、報道官1人を置く。

2 報道官は、部長の命を受け、南関東防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(訟務官)

第71条 総務部に、訟務官1人を置く。

2 訟務官は、部長の命を受け、争訟に関する事務を総括する。

(地方調整課)

第72条 地方調整課に、基地対策室、地方協力確保室、連絡調整室及び環境対策室並びに課長補佐2人のほか、次の2係を置く。

総務係

企画係

- 2 地方調整課に、再編調整専門官 1 人及び訟務専門官 1 人を置く。
- 3 再編調整専門官は、課長の命を受け、地方調整課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。
- 4 訟務専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。
- 5 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること（環境対策室の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 防衛施設の取得等に係る地方協力確保に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。
 - (3) 地方協力確保のための連絡調整に関すること（環

境対策室の所掌に属するものを除く。) 。

- 6 基地対策室に、基地対策室長を置く。
- 7 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 8 基地対策室に、室長補佐 2 人のほか、次の 2 係を置く。

基地対策第 1 係

基地対策第 2 係

- 9 基地対策室に、調査専門官 2 人を置く。
- 10 調査専門官は、室長の命を受け、基地対策室の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。
- 11 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 国民保護措置等のうち南関東防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地方協力確保に関すること（基地対策室、連絡調整室及び環境対策室の所掌に属するものを除く。) 。
- 12 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。
- 13 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌

理する。

- 1 4 地方協力確保室に、室長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

協力確保係

企画調整係

- 1 5 地方協力確保室に、調整官 1 人を置く。

- 1 6 調整官は、室長の命を受け、第 1 1 項各号に掲げる事務に従事する。

- 1 7 連絡調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室及び環境対策室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対

策室及び環境対策室の所掌に属するものを除く。) 。

1 8 連絡調整室に、連絡調整室長を置く。

1 9 連絡調整室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

2 0 連絡調整室に、室長補佐 2 人のほか、次の 2 係を置く。

連絡調整第 1 係

連絡調整第 2 係

2 1 連絡調整室に、渉外専門官 1 人を置く。

2 2 渉外専門官は、室長の命を受け、企画部の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

2 3 環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる環境問題についての調査及び研究並びに当該環境問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

(2) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域並びにその周辺地域における環境の保全につ

いての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること。

(3) 環境の保全に関する技術に係る事項及び諸制度についての調査及び研究に関すること。

2 4 環境対策室に、環境対策室長を置く。

2 5 環境対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

2 6 環境対策室に、室長補佐 1 人のほか、環境対策係を置く。

(施設対策計画課)

第 7 3 条 施設対策計画課に、課長補佐 2 人のほか、次の 3 係を置く。

計画調整係

調整交付金第 1 係

調整交付金第 2 係

(周辺環境整備課)

第 7 4 条 周辺環境整備課に、課長補佐 3 人のほか、次

の 6 係を置く。

施設対策第 1 係

施設対策第 2 係

障害防止第 1 係

障害防止第 2 係

障害防止第 3 係

道路係

(防音対策課)

第 7 5 条 防音対策課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を置く。

防音第 1 係

防音第 2 係

砲撃音防音第 1 係

砲撃音防音第 2 係

移転措置係

(住宅防音第 1 課)

第 7 6 条 住宅防音第 1 課に、住宅防音企画室及び課長補佐 2 人のほか、次の 6 係を置く。

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

住宅防音第 4 係

住宅防音第 5 係

住宅防音第 6 係

2 住宅防音企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛施設周辺環境整備法第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定による指定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、防衛施設周辺環境整備法第 4 条の規定による措置並びに自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、同条の規定による措置に準ずるものに関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

- 3 住宅防音企画室に、住宅防音企画室長を置く。
- 4 住宅防音企画室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 5 住宅防音企画室に、室長補佐 1 人のほか、次の 4 係を置く。

住宅防音企画第 1 係

住宅防音企画第 2 係

住宅防音企画第 3 係

住宅防音企画第 4 係

(住宅防音第 2 課)

- 第 7 7 条 住宅防音第 2 課に、課長補佐 3 人のほか、次の 9 係を置く。

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

住宅防音第 4 係

住宅防音第 5 係

住宅防音第 6 係

住宅防音第 7 係

住宅防音第 8 係

住宅防音第 9 係

(調達計画課)

第 7 8 条 調達計画課に、課長補佐 3 人のほか、次の 7 係を置く。

総務係

企画係

計画調整第 1 係

計画調整第 2 係

計画調整第 3 係

計画調整第 4 係

計画調整第 5 係

2 調達計画課に、工事調整専門官 2 人、施設緊急復旧計画専門官 1 人及び環境影響評価専門官 1 人を置く。

3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に

関する事務に従事する。

- 4 施設緊急復旧計画専門官は、課長の命を受け、施設緊急復旧建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 5 環境影響評価専門官は、課長の命を受け、南関東防衛局の管轄区域内における環境影響評価業務の手續に係る関係機関との連絡調整等に関する事務に従事する。

(事業監理課)

第78条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、施設情報管理係を置く。

- 2 事業監理課に、建設事業監理官5人を置く。
- 3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

第79条 建築課に、課長補佐2人のほか、次の5係を

置く。

建築第 1 係

建築第 2 係

建築第 3 係

建築第 4 係

建築第 5 係

2 建築課に、建設監督官 3 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第 80 条 土木課に、課長補佐 2 人のほか、次の 7 係を置く。

土木第 1 係

土木第 2 係

土木第 3 係

土木第 4 係

土木第 5 係

土木第 6 係

土木第 7 係

2 土木課に、建設監督官 1 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第 8 1 条 設備課に、課長補佐 2 人のほか、次の 6 係を置く。

設備第 1 係

設備第 2 係

設備第 3 係

設備第 4 係

設備第 5 係

通信係

- 2 設備課に、建設監督官 1 人及び施設基盤強化対策専門官 2 人を置く。
- 3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。
- 4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(装備課)

第 8 2 条 装備課に、課長補佐 1 人のほか、管理係を置く。

- 2 装備課に、装備管理官 5 人、システム調整官 2 人、原価監査官 1 7 人、検査官 5 2 人、保全専門官 4 人及び情報セキュリティ監査官 2 人を置く。
- 3 装備管理官は、課長の命を受け、装備品等及び役務に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する事務

を総括する。

- 4 システム調整官は、課長の命を受け、部長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 5 原価監査官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
 - (2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。
 - (3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。
 - (4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。
- 6 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。
- 7 保全専門官は、課長の命を受け、調達品及びこれに

関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関する事務に従事する。

- 8 情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報の保全についての監査に関する事務に従事する。

(総括建設監督官)

第83条 調達部に、総括建設監督官1人を置く。

- 2 総括建設監督官は、部長の命を受け、建設工事の施工の監督に関する事務を総括する。

(首席検査官)

第84条 調達部に、首席検査官1人を置く。

- 2 首席検査官は、部長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する重要な事項についての調査、企画及び立案を行うとともに、当該事務を総括する。

(業務課)

第85条 業務課に、課長補佐3人のほか、次の6係を置く。

総務係

企画係

予算統計係

業務係

事故補償第1係

事故補償第2係

2 業務課に、訟務専門官1人を置く。

3 訟務専門官は、課長の命を受け、管理部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

(施設補償第1課)

第86条 施設補償第1課に、課長補佐2人のほか、次の2係を置く。

漁業補償係

施設補償係

(施設補償第2課)

第87条 施設補償第2課に、課長補佐2人のほか、次の3係を置く。

中間補償第1係

中間補償第2係

中間補償第3係

(施設管理課)

第88条 施設管理課に、課長補佐5人のほか、次の1
2係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

行政財産管理第3係

行政財産管理第4係

行政財産台帳係

国有財産調査第1係

国有財産調査第2係

国有財産調査第3係

提供管理第1係

提供管理第2係

提供管理第3係

提供管理第4係

2 施設管理課に、国有財産管理専門官1人及び返還財

産管理専門官 1 人を置く。

3 国有財産管理専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 国有財産の管理に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関すること。

(2) 国有財産の管理に関する調査、研究及び資料の収集並びに施設管理課の所掌事務に係る資料の整理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で課長の指定するものに関すること。

4 返還財産管理専門官は、課長の命を受け、駐留軍に提供した施設及び区域の返還によって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関する事務に従事する。

(施設取得課)

第 89 条 施設取得課に、課長補佐 3 人のほか、次の 6 係を置く。

取得第1係

取得第2係

賃借契約第1係

賃借契約第2係

賃借契約第3係

賃借契約第4係

(課長補佐等)

第90条 課長補佐は、南関東防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、南関東防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第91条 係の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第5節 近畿中部防衛局

(総務課)

第92条 総務課に、課長補佐3人のほか、次の5係を置く。

総務係

企画係

審査係

人事係

厚生係

2 総務課に、総合調整官4人、適格性付与専門官1人、労務対策調査専門官1人及び人事専門官2人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに近畿中部防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 近畿中部防衛局における適格性の付与に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、近畿中部防衛局におけ

る秘密の保全に関すること。

5 労務対策調査専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（近畿中部防衛局長の指定する事項に限る。）。

6 人事専門官は、課長の命を受け、近畿中部防衛局における女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務に従事する。

（会計課）

第93条 会計課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

総務係

会計係

管理係

出納係

審査係

(契約課)

第94条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

契約第1係

契約第2係

契約審査第1係

契約審査第2係

2 契約課に、入札監視専門官1人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、近畿中部防衛局の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

(報道官)

第95条 総務部に、報道官1人を置く。

2 報道官は、部長の命を受け、近畿中部防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(訟務官)

第96条 総務部に、訟務官1人を置く。

2 訟務官は、部長の命を受け、争訟に関する事務を総括する。

(地方調整課)

第97条 地方調整課に、基地対策室及び地方協力確保室並びに課長補佐1人のほか、総務係を置く。

2 地方調整課に、訟務専門官1人を置く。

3 訟務専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

4 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

(2) 防衛施設の取得等に係る地方協力確保に関すること（近畿中部防衛局長の指定する事項に限る。）。

(3) 地方協力確保のための連絡調整に関すること。

5 基地対策室に、基地対策室長を置く。

6 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

7 基地対策室に、室長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

基地対策第 1 係

基地対策第 2 係

8 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国民保護措置等のうち近畿中部防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地方協力確保に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。

9 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。

10 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

11 地方協力確保室に、室長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。

協力確保係

企画調整係

（周辺環境整備課）

第 98 条 周辺環境整備課に、課長補佐 2 人のほか、次

の 4 係を置く。

計画調整係

施設対策係

障害防止係

道路係

(防音対策課)

第 99 条 防音対策課に、課長補佐 3 人のほか、次の 7

係を置く。

防音第 1 係

防音第 2 係

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

砲撃音防音係

移転措置係

(調達計画課)

第 100 条 調達計画課に、課長補佐 2 人のほか、次の

4 係を置く。

総務係

企画係

計画調整第1係

計画調整第2係

- 2 調達計画課に、工事調整専門官1人及び施設緊急復旧計画専門官2人を置く。
- 3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 4 施設緊急復旧計画専門官は、課長の命を受け、施設緊急復旧建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

(事業監理課)

第100条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、施設情報管理係を置く。

- 2 事業監理課に、建設事業監理官3人を置く。

- 3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

- 第101条 建築課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

建築第1係

建築第2係

建築第3係

建築第4係

建築第5係

- 2 建築課に、建設監督官1人及び施設基盤強化対策専門官1人を置く。

- 3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

- 4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第102条 土木課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

土木第1係

土木第2係

土木第3係

土木第4係

土木第5係

2 土木課に、施設基盤強化対策専門官2人を置く。

3 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第103条 設備課に、課長補佐2人のほか、次の7係を置く。

設備第1係

設備第2係

設備第3係

設備第4係

設備第5係

通信第1係

通信第2係

- 2 設備課に、施設基盤強化対策専門官4人を置く。
- 3 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(装備課)

第104条 装備課に、課長補佐1人のほか、管理係を置く。

- 2 装備課に、装備管理官2人、システム調整官3人、原価監査官11人、検査官55人、保全専門官2人及び情報セキュリティ監査官2人を置く。
- 3 装備管理官は、課長の命を受け、装備品等及び役務に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

- 4 システム調整官は、課長の命を受け、部長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 5 原価監査官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
 - (2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。
 - (3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。
 - (4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。
- 6 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。
- 7 保全専門官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に

関する事務に従事する。

- 8 情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報の保全についての監査に関する事務に従事する。

第105条 削除

(首席検査官)

第106条 調達部に、首席検査官1人を置く。

- 2 首席検査官は、部長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する重要な事項についての調査、企画及び立案を行うとともに、当該事務を総括する。

(業務課)

第107条 業務課に、課長補佐1人のほか、次の2係を置く。

総務係

業務係

- 2 業務課に、訟務専門官1人及び渉外専門官1人を置く。

3 訟務専門官は、課長の命を受け、管理部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

4 渉外専門官は、課長の命を受け、管理部の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

(施設管理課)

第108条 施設管理課に、課長補佐2人のほか、次の6係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

行政財産管理第3係

行政財産台帳係

緑化対策係

提供管理係

2 施設管理課に、国有財産管理専門官1人を置く。

3 国有財産管理専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 国有財産の管理に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企

画、立案及び調整に関すること。

(2) 国有財産の管理に関する調査、研究及び資料の収集並びに施設管理課の所掌事務に係る資料の整理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で課長の指定するものに関すること。

(施設取得補償課)

第109条 施設取得補償課に、課長補佐3人のほか、次の4係を置く。

施設補償係

取得係

賃借契約第1係

賃借契約第2係

2 施設取得補償課に、施設取得補償専門官1人を置く。

3 施設取得補償専門官は、課長の命を受け、施設取得補償課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

(課長補佐等)

第 1 1 0 条 課長補佐は、近畿中部防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、近畿中部防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第 1 1 1 条 係の所掌事務は、近畿中部防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 6 節 中国四国防衛局

(総務課)

第 1 1 2 条 総務課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を置く。

総務係

企画係

審査係

人事係

厚生係

- 2 総務課に、総合調整官 4 人及び適格性付与専門官 1 人を置く。
- 3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに中国四国防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。
- 4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 中国四国防衛局における適格性の付与に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、中国四国防衛局における秘密の保全に関すること。

(会計課)

第 1 1 3 条 会計課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を置く。

総務係

会計係

管理係

出納係

審査係

(契約課)

第 1 1 4 条 契約課に、課長補佐 1 人のほか、次の 4 係を置く。

契約第 1 係

契約第 2 係

契約審査第 1 係

契約審査第 2 係

2 契約課に、入札監視専門官 1 人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、中国四国防衛局の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

第 1 1 5 条 削除

(報道官)

第 1 1 6 条 総務部に、報道官 1 人を置く。

2 報道官は、部長の命を受け、中国四国防衛局の所掌

事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(地方調整課)

第117条 地方調整課に、基地対策室及び地方協力確保室並びに課長補佐3人のほか、次の4係を置く。

総務係

企画係

連絡調整第1係

連絡調整第2係

2 地方調整課に、再編調整専門官1人及び訟務専門官2人を置く。

3 再編調整専門官は、課長の命を受け、地方調整課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

4 訟務専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

5 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及

び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

(2) 防衛施設の取得等に係る地方協力確保に関すること（中国四国防衛局長の指定する事項に限る。）。

(3) 地方協力確保のための連絡調整に関すること。

6 基地対策室に、基地対策室長を置く。

7 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

8 基地対策室に、室長補佐2人のほか、次の2係を置く。

基地対策第1係

基地対策第2係

9 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国民保護措置等のうち中国四国防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地方協力確保に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。

10 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。

1 1 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

1 2 地方協力確保室に、室長補佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

協力確保係

調整係

企画調整係

(周辺環境整備課)

第 1 1 8 条 周辺環境整備課に、課長補佐 3 人のほか、次の 4 係を置く。

施設対策第 1 係

施設対策第 2 係

障害防止係

道路係

(防音対策課)

第 1 1 9 条 防音対策課に、課長補佐 3 人のほか、次の 6 係を置く。

防音第 1 係

防音第 2 係

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

住宅防音第 4 係

(業務課)

第 1 2 0 条 業務課に、課長補佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

業務係

事故補償第 1 係

事故補償第 2 係

(施設補償課)

第 1 2 1 条 施設補償課に、課長補佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

漁業補償第 1 係

漁業補償第 2 係

漁業補償第 3 係

2 施設補償課に、補償専門官 1 人を置く。

3 補償専門官は、課長の命を受け、施設補償課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

(施設管理課)

第122条 施設管理課に、課長補佐2人のほか、次の7係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

行政財産管理第3係

行政財産台帳係

国有財産調査係

緑化対策係

提供管理係

(施設取得課)

第123条 施設取得課に、課長補佐1人のほか、次の3係を置く。

取得係

賃借契約第1係

賃借契約第2係

(調達計画課)

第124条 調達計画課に、課長補佐3人のほか、次の7係を置く。

総務係

企画係

計画調整第1係

計画調整第2係

計画調整第3係

計画調整第4係

計画調整第5係

2 調達計画課に、技術専門官1人及び工事調整専門官3人を置く。

3 技術専門官は、課長の命を受け、調達部の所掌事務についての建設技術に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

4 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に

関する事務に従事する。

(事業監理課)

第124条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、
次の3係を置く。

施設情報管理係

事業監理第1係

事業監理第2係

2 事業監理課に、建設事業監理官5人を置く。

3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

第125条 建築課に、課長補佐1人のほか、次の5係
を置く。

建築第1係

建築第2係

建築第3係

建築第 4 係

建築第 5 係

2 建築課に、建設監督官 3 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第 1 2 6 条 土木課に、課長補佐 4 人のほか、次の 9 係を置く。

土木第 1 係

土木第 2 係

土木第 3 係

土木第 4 係

土木第 5 係

土木第 6 係

土木第 7 係

土木第 8 係

土木第 9 係

2 土木課に、建設監督官 3 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第 1 2 7 条 設備課に、課長補佐 1 人のほか、次の 1 1 係を置く。

設備第 1 係

設備第 2 係

設備第 3 係

設備第 4 係

設備第 5 係

設備第 6 係

設備第 7 係

設備第 8 係

通信第 1 係

通信第 2 係

通信第 3 係

2 設備課に、建設監督官 3 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(装備課)

第 1 2 8 条 装備課に、管理係を置く。

2 装備課に、原価監査官 1 人、検査官 6 人及び情報セキュリティ監査官 1 人を置く。

3 原価監査官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関するこ

と。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

4 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

5 情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報の保全についての監査に関する事務に従事する。

(総括建設監督官)

第129条 調達部に、総括建設監督官1人を置く。

2 総括建設監督官は、部長の命を受け、建設工事の施工の監督に関する事務を総括する。

(課長補佐等)

第130条 課長補佐は、中国四国防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、中国四国防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第131条 係の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第7節 九州防衛局

(総務課)

第132条 総務課に、課長補佐3人のほか、次の5係を置く。

総務係

企画係

審査係

人事係

厚生係

2 総務課に、総合調整官4人、適格性付与専門官1人

及び労務対策調査専門官 1 人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに九州防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

4 適格性付与専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 九州防衛局における適格性の付与に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、九州防衛局における秘密の保全に関すること。

5 労務対策調査専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（九州防衛局長の指定する事項に限る。）。

（会計課）

第 1 3 3 条 会計課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係

を置く。

総務係

会計係

管理係

出納係

審査係

(契約課)

第134条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の3係を置く。

契約係

契約審査第1係

契約審査第2係

2 契約課に、入札監視専門官1人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、九州防衛局の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

第135条 削除

(報道官)

第 1 3 6 条 総務部に、報道官 1 人を置く。

- 2 報道官は、部長の命を受け、九州防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(地方調整課)

第 1 3 7 条 地方調整課に、基地対策室及び地方協力確保室並びに課長補佐 2 人のほか、次の 3 係を置く。

総務係

企画係

連絡調整係

- 2 地方調整課に、再編調整専門官 1 人を置く。
- 3 再編調整専門官は、課長の命を受け、地方調整課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。
- 4 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対

する施策の企画及び立案に関すること。

(2) 防衛施設の取得等に係る地方協力確保に関すること（九州防衛局長の指定する事項に限る。）。

(3) 地方協力確保のための連絡調整に関すること。

5 基地対策室に、基地対策室長を置く。

6 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

7 基地対策室に、室長補佐4人のほか、次の4係を置く。

基地対策第1係

基地対策第2係

基地対策第3係

基地対策第4係

8 基地対策室に、調査専門官2人を置く。

9 調査専門官は、室長の命を受け、基地対策室の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

10 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国民保護措置等のうち九州防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地方協力確保に関する
こと（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。

1 1 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。

1 2 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌
理する。

1 3 地方協力確保室に、室長補佐 1 人のほか、次の 2
係を置く。

協力確保係

調整係

（周辺環境整備課）

第 1 3 8 条 周辺環境整備課に、課長補佐 3 人のほか、

次の 9 係を置く。

施設対策第 1 係

施設対策第 2 係

障害防止第 1 係

障害防止第 2 係

障害防止第 3 係

道路第 1 係

道路第 2 係

調整交付金係

事業推進係

(防音対策課)

第 1 3 9 条 防音対策課に、課長補佐 5 人のほか、次の

1 1 係を置く。

防音第 1 係

防音第 2 係

防音第 3 係

住宅防音第 1 係

住宅防音第 2 係

住宅防音第 3 係

住宅防音第 4 係

住宅防音第 5 係

砲撃音防音係

移転措置第 1 係

移転措置第 2 係

(調達計画課)

第140条 調達計画課に、課長補佐2人のほか、次の4係を置く。

総務係

企画係

計画調整第1係

計画調整第2係

2 調達計画課に、工事調整専門官1人及び施設緊急復旧計画専門官1人を置く。

3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

4 施設緊急復旧計画専門官は、課長の命を受け、施設緊急復旧建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

(事業監理課)

第140条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、

次の 3 係を置く。

施設情報管理係

事業監理第 1 係

事業監理第 2 係

2 事業監理課に、建設事業監理官 5 人を置く。

3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

第 1 4 1 条 建築課に、課長補佐 1 人のほか、次の 5 係を置く。

建築第 1 係

建築第 2 係

建築第 3 係

建築第 4 係

建築第 5 係

2 建築課に、建設監督官 1 人及び施設基盤強化対策専

門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第 1 4 2 条 土木課に、課長補佐 1 人のほか、次の 6 係を置く。

土木第 1 係

土木第 2 係

土木第 3 係

土木第 4 係

土木第 5 係

土木第 6 係

2 土木課に、建設監督官 2 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第143条 設備課に、課長補佐1人のほか、次の6係を置く。

設備第1係

設備第2係

設備第3係

設備第4係

設備第5係

通信係

2 設備課に、建設監督官1人及び施設基盤強化対策専門官1人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(総括建設監督官)

第 1 4 4 条 調達部に、総括建設監督官 1 人を置く。

2 総括建設監督官は、部長の命を受け、建設工事の施工の監督に関する事務を総括する。

(業務課)

第 1 4 5 条 業務課に、課長補佐 2 人のほか、次の 3 係を置く。

総務係

業務係

事故補償係

(施設補償課)

第 1 4 6 条 施設補償課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を置く。

漁業補償第 1 係

漁業補償第 2 係

漁業補償第 3 係

漁業補償第 4 係

特別補償係

(施設管理課)

第147条 施設管理課に、課長補佐4人のほか、次の
8係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

行政財産台帳第1係

行政財産台帳第2係

国有財産調査係

緑化対策係

国有財産管理係

提供管理係

(施設取得課)

第148条 施設取得課に、課長補佐3人のほか、次の
4係を置く。

取得第1係

取得第2係

賃借契約第1係

賃借契約第2係

(課長補佐等)

第 1 4 9 条 課長補佐は、九州防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、九州防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第 1 5 0 条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は室長の命を受け、係事務を掌理する。

第 8 節 沖縄防衛局

(労務対策官)

第 1 5 1 条 労務管理官の下に、労務対策官 1 人を置く。

2 労務対策官は、労務管理官の命を受け、労務管理官の所掌事務を総括する。

3 労務対策官の下に、次の 2 係を置く。

労務対策第 1 係

労務対策第 2 係

4 労務対策官の下に、首席労務対策調査専門官 1 人、

労務対策調査専門官 3 人及び安全衛生専門官 1 人を置く。

5 首席労務対策調査専門官は、労務対策官の命を受け、労務対策官の所掌事務の一部を総括する。

6 労務対策調査専門官は、労務対策官の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること（安全衛生専門官の所掌に属するものを除く。）。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（沖縄防衛局長の指定する事項に限る。）。

7 安全衛生専門官は、労務対策官の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の安全衛生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（沖縄防衛局長の指定する事項に限る。）。

（総務課）

第 1 5 2 条 総務課に、課長補佐 4 人のほか、次の 6 係

を置く。

総務係

企画係

文書係

人事係

厚生係

共済係

2 総務課に、総合調整官 2 人及び人事専門官 1 人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画係とともに沖縄防衛局内の総合調整及び同局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

4 人事専門官は、課長の命を受け、沖縄防衛局における女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務に従事する。

(会計課)

第 1 5 3 条 会計課に、課長補佐 3 人のほか、次の 7 係

を置く。

総務係

会計係

資金係

管理係

決算係

出納係

審査係

(契約課)

第154条 契約課に、課長補佐1人のほか、次の3係を置く。

契約係

契約審査第1係

契約審査第2係

2 契約課に、入札監視専門官1人を置く。

3 入札監視専門官は、課長の命を受け、沖縄防衛局の管轄区域内に所在する防衛省の機関等が行う入札及び契約の適正化に関する事務に従事する。

(報道室)

第155条 報道室に、室長補佐1人のほか、次の2係を置く。

審査係

報道渉外係

- 2 報道室に、報道渉外専門官1人を置く。
- 3 報道渉外専門官は、室長の命を受け、報道室の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

(訟務官)

第156条 総務部に、訟務官1人を置く。

- 2 訟務官は、部長の命を受け、争訟に関する事務を総括する。
- 3 訟務官の下に、訟務専門官1人を置く。
- 4 訟務専門官は、訟務官の命を受け、訴訟に関する事務に従事する。

(地方調整課)

第157条 地方調整課に、基地対策室、地方協力確保室及び連絡調整室並びに課長補佐3人のほか、次の5

係を置く。

総務係

企画係

予算統計係

環境対策係

適格性確認係

- 2 地方調整課に、再編調整専門官 1 人、環境対策官 1 人及び訟務専門官 1 人を置く。
- 3 再編調整専門官は、課長の命を受け、地方調整課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。
- 4 環境対策官は、課長の命を受け、防衛施設の設置又は運用により生ずる環境についての諸問題に関する施策の企画及び立案の取りまとめに関する事務並びに地方調整課の所掌事務のうち課長の指定する事務に従事する。
- 5 訟務専門官は、課長の命を受け、企画部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

- 6 基地対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。
 - (2) 防衛施設の取得等に係る地方協力確保に関すること（沖縄防衛局長の指定する事項に限る。）。
 - (3) 地方協力確保のための連絡調整に関すること。
- 7 基地対策室に、基地対策室長を置く。
- 8 基地対策室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 9 基地対策室に、室長補佐2人のほか、次の5係を置く。
 - 基地対策第1係
 - 基地対策第2係
 - 基地対策第3係
 - 基地対策第4係
 - 基地対策第5係
- 10 基地対策室に、調整専門官3人を置く。

- 1 1 調整専門官は、室長の命を受け、基地対策室の所掌事務に関する調査及び研究並びに地方公共団体及び地域住民との連絡調整に関する事務に従事する。
- 1 2 地方協力確保室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 国民保護措置等のうち沖縄防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地方協力確保に関すること（基地対策室及び連絡調整室の所掌に属するものを除く。）。
- 1 3 地方協力確保室に、地方協力確保室長を置く。
- 1 4 地方協力確保室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 1 5 地方協力確保室に、室長補佐 1 人のほか、次の 2 係を置く。
 - 企画調整第 1 係
 - 企画調整第 2 係
- 1 6 地方協力確保室に、協力確保専門官 1 人を置く。
- 1 7 協力確保専門官は、室長の命を受け、地方協力確

保に関する計画の推進に関する事務に従事する（基地対策室及び連絡調整室の所掌に属するものを除く。）。

1 8 連絡調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。

1 9 連絡調整室に、連絡調整室長を置く。

2 0 連絡調整室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

2 1 連絡調整室に、室長補佐 3 人のほか、次の 6 係を置く。

連絡調整第 1 係

連絡調整第 2 係

連絡調整第 3 係

連絡調整第 4 係

連絡調整第 5 係

連絡調整第 6 係

(移設整備課)

第 158 条 移設整備課に、課長補佐 4 人のほか、次の
7 係を置く。

移設整備第 1 係

移設整備第 2 係

移設整備第 3 係

移設整備第 4 係

移設整備第 5 係

施設整備第 1 係

施設整備第 2 係

2 移設整備課に、調査専門官 3 人及び渉外専門官 1 人
を置く。

3 調査専門官は、課長の命を受け、移設整備課の所掌事務に関する調査及び研究に関する事務に従事する。

4 渉外専門官は、課長の命を受け、移設整備課の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

(施設対策計画課)

第159条 施設対策計画課に、課長補佐3人のほか、次の5係を置く。

計画調整係

調整交付金第1係

調整交付金第2係

事業対策第1係

事業対策第2係

(周辺環境整備課)

第160条 周辺環境整備課に、課長補佐2人のほか、次の6係を置く。

施設対策第1係

施設対策第2係

施設対策第3係

障害防止第1係

障害防止第2係

道路係

(防音対策課)

第161条 防音対策課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

防音第1係

防音第2係

防音第3係

防音第4係

(住宅防音課)

第162条 住宅防音課に、課長補佐2人のほか、次の7係を置く。

住宅防音第1係

住宅防音第2係

住宅防音第3係

住宅防音第4係

住宅防音第5係

業務委託企画係

移転措置係

(調達計画課)

第163条 調達計画課に、課長補佐6人のほか、次の9係を置く。

総務係

企画係

総合企画第1係

総合企画第2係

計画調整第1係

計画調整第2係

計画調整第3係

計画調整第4係

計画調整第5係

2 調達計画課に、技術専門官1人、工事調整専門官3人、環境評価専門官1人及び訟務専門官1人を置く。

3 技術専門官は、課長の命を受け、調達部の所掌事務についての建設技術に関する調査及び研究に関する事

務に従事する。

- 4 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。
- 5 環境評価専門官は、課長の命を受け、沖縄県における環境影響評価業務の手續に係る沖縄県、関係市町村等との連絡調整等に関する事務に従事する。
- 6 訟務専門官は、課長の命を受け、調達部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

(事業監理課)

- 第163条の2 事業監理課に、課長補佐1人のほか、次の4係を置く。

施設情報管理係

事業監理第1係

事業監理第2係

事業監理第3係

- 2 事業監理課に、建設事業監理官5人を置く。

3 建設事業監理官は、課長の命を受け、建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整並びに建設工事の検査に関する事務に従事する。

(建築課)

第164条 建築課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

建築第1係

建築第2係

建築第3係

建築第4係

建築第5係

2 建築課に、建設監督官3人及び施設基盤強化対策専門官1人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第165条 土木課に、課長補佐4人のほか、次の5係を置く。

土木第1係

土木第2係

土木第3係

土木第4係

土木第5係

2 土木課に、工事調整専門官1人、建設監督官1人及び施設基盤強化対策専門官1人を置く。

3 工事調整専門官は、課長の命を受け、土木工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

4 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

5 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第166条 設備課に、課長補佐3人のほか、次の12係を置く。

設備第1係

設備第2係

設備第3係

設備第4係

設備第5係

設備第6係

設備第7係

設備第8係

設備第9係

通信第1係

通信第2係

通信第3係

2 設備課に、建設監督官3人及び施設基盤強化対策専門官2人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の

監督の総括に関する事務に従事する。

- 4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(業務課)

- 第167条 業務課に、課長補佐4人のほか、次の8係を置く。

総務係

企画調整係

予算統計係

渉外係

業務係

事故補償第1係

事故補償第2係

事故補償第3係

- 2 業務課に、訟務専門官1人を置く。

- 3 訟務専門官は、課長の命を受け、管理部の所掌事務に関する訴訟に関する事務に従事する。

(施設補償課)

第168条 施設補償課に、課長補佐2人のほか、次の
5係を置く。

漁業補償第1係

漁業補償第2係

漁業補償第3係

特別補償係

中間補償係

(施設管理課)

第169条 施設管理課に、課長補佐3人のほか、次の
7係を置く。

行政財産管理第1係

行政財産管理第2係

提供管理第1係

提供管理第2係

提供管理第3係

提供管理第4係

国有財産台帳係

(施設取得第1課)

第 1 7 0 条 施設取得第 1 課に、用地調整室及び課長補

佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

賃借契約第 1 係

賃借契約第 2 係

賃借契約第 3 係

- 2 用地調整室は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 2 7 年法律第 1 4 0 号）その他の法律の規定による土地等の使用及び収用に関する事務をつかさどる。
- 3 用地調整室に、用地調整室長を置く。
- 4 用地調整室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 5 用地調整室に、室長補佐 1 人のほか、次の 4 係を置く。

用地調整第 1 係

用地調整第 2 係

用地調整第 3 係

用地調整第4係

(施設取得第2課)

第171条 施設取得第2課に、課長補佐2人のほか、次の7係を置く。

賃借契約第1係

賃借契約第2係

賃借契約第3係

賃借契約第4係

賃借契約第5係

賃借契約第6係

賃借契約第7係

2 施設取得第2課に、用地専門官1人を置く。

3 用地専門官は、課長の命を受け、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得についての調査及び研究に関する事務に従事する。

(施設取得第3課)

第172条 施設取得第3課に、取得補償室及び課長補佐2人のほか、次の4係を置く。

賃借契約第 1 係

賃借契約第 2 係

賃借契約第 3 係

賃借契約第 4 係

2 取得補償室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入に関すること。
- (2) 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。
- (3) 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達に関すること。
- (4) 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 40 号）第 1 条から第 18 条までの規定による同法第 2 条第 3 項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化に関すること。

- 3 取得補償室に、取得補償室長を置く。
- 4 取得補償室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
- 5 取得補償室に、室長補佐 1 人のほか、次の 3 係を置く。

取得第 1 係

取得第 2 係

境界明確対策係

(返還対策課)

- 第 1 7 3 条 返還対策課に、課長補佐 4 人のほか、次の 7 係を置く。

返還対策第 1 係

返還対策第 2 係

返還対策第 3 係

返還措置第 1 係

返還措置第 2 係

返還措置第 3 係

返還措置第 4 係

- 2 返還対策課に、返還措置専門官 1 人を置く。

3 返還措置専門官は、課長の命を受け、自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復によって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関する事務に従事する。

(課長補佐等)

第174条 課長補佐は、沖縄防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

2 室長補佐は、沖縄防衛局長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

(係及び係長)

第175条 係の所掌事務は、沖縄防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長、労務対策官又は室長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第2章 地方防衛支局

第1節 帯広防衛支局

(総務課)

第176条 総務課に、課長補佐2人のほか、次の4係を置く。

総務係

経理係

契約係

契約審査係

2 総務課に、総合調整官1人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び総務係とともに帯広防衛支局内の総合調整及び同支局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

(施設課)

第177条 施設課に、課長補佐1人のほか、次の3係を置く。

施設第1係

施設第2係

施設第3係

(建設課)

第178条 建設課に、課長補佐2人のほか、次の9係を置く。

建築第1係

建築第2係

建築第3係

土木係

電気設備第1係

電気設備第2係

機械設備第1係

機械設備第2係

通信係

- 2 建設課に、施設基盤強化対策専門官4人を置く。
- 3 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化建築工事、施設基盤強化土木工事及び施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(建設計画官)

第179条 建設計画官の下に、計画調整係を置く。

- 2 建設計画官の下に、工事調整専門官 1 人を置く。
- 3 工事調整専門官は、建設計画官の命を受け、建設工事の計画及び調整に関する事務に従事する。

(課長補佐)

第 180 条 課長補佐は、北海道防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

(係及び係長)

第 181 条 係の所掌事務は、北海道防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 係長は、課長又は建設計画官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 節 東海防衛支局

(報道官)

第 182 条 東海防衛支局に、報道官 1 人を置く。

- 2 報道官は、東海防衛支局長の命を受け、東海防衛支局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務を総括する。

(首席検査官)

第 1 8 3 条 東海防衛支局に、首席検査官 1 人を置く。

- 2 首席検査官は、東海防衛支局長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する重要な事項についての調査、企画及び立案を行うとともに、当該事務を総括する。

(総務課)

第 1 8 4 条 総務課に、課長補佐 2 人のほか、次の 3 係を置く。

総務係

企画審査係

人事係

- 2 総務課に、総合調整官 2 人を置く。
- 3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び企画審査係とともに東海防衛支局内の総合調整及び同支局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

(会計課)

第 1 8 5 条 会計課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係

を置く。

総務係

会計係

管理係

出納係

契約係

(施設企画課)

第186条 施設企画課に、課長補佐2人のほか、次の2係を置く。

企画係

連絡調整係

2 施設企画課に、協力確保専門官1人を置く。

3 協力確保専門官は、課長の命を受け、地方協力確保に関する計画の推進に関する事務に従事する。

(周辺環境整備課)

第187条 周辺環境整備課に、課長補佐1人のほか、次の3係を置く。

施設対策係

障害防止係

道路係

(防音対策課)

第188条 防音対策課に、課長補佐2人のほか、次の5係を置く。

防音第1係

防音第2係

住宅防音第1係

住宅防音第2係

移転措置係

(施設補償管理課)

第189条 施設補償管理課に、課長補佐2人のほか、次の4係を置く。

取得係

管理第1係

管理第2係

管理第3係

2 施設補償管理課に、国有財産管理専門官1人を置く。

3 国有財産管理専門官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 国有財産の管理に係る事務についての企画及び立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 自衛隊の施設に供される国有財産に係る諸問題の調査及び研究並びに対策に関する事務で課長の指定するものに関すること。

(3) 自衛隊の施設に供される国有財産のうち未登録のものに関する調査及び処理に関すること。

(4) 自衛隊の施設に係る交付金に関する事務に関すること。

第190条及び第191条 削除

(装備課)

第192条 装備課に、課長補佐1人のほか、管理係を置く。

2 装備課に、装備管理官5人、システム調整官2人、原価監査官10人、検査官45人、保全専門官3人及び情報セキュリティ監査官3人を置く。

- 3 装備管理官は、課長の命を受け、装備品等及び役務に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 4 システム調整官は、課長の命を受け、東海防衛支局長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 5 原価監査官は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
 - (2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。
 - (3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。
 - (4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関

すること。

- 6 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。
- 7 保全専門官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関する事務に従事する。
- 8 情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報の保全についての監査に関する事務に従事する。

第193条 削除

(課長補佐)

- 第194条 課長補佐は、近畿中部防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

(係及び係長)

- 第195条 係の所掌事務は、近畿中部防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。

- 3 係長は、課長又は建設計画官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第3節 長崎防衛支局

(首席検査官)

第196条 長崎防衛支局に、首席検査官1人を置く。

- 2 首席検査官は、長崎防衛支局長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する重要な事項についての調査、企画及び立案を行うとともに、当該事務を総括する。

(総務課)

第197条 総務課に、総務係を置く。

- 2 総務課に、保全専門官1人及び情報セキュリティ監査官1人を置く。
- 3 保全専門官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関する事務に従事する。
- 4 情報セキュリティ監査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき

情報の保全についての監査に関する事務に従事する。

(装 備 課)

第 1 9 8 条 装 備 課 に、 管 理 係 を 置 く。

2 装 備 課 に、 装 備 管 理 官 3 人、 シ ス テ ム 調 整 官 1 人、

原 価 監 査 官 2 人 及 び 検 査 官 9 人 を 置 く。

3 装 備 管 理 官 は、 課 長 の 命 を 受 け、 装 備 品 等 及 び 役 務

に 関 す る 業 態 調 査 及 び 価 格 の 調 査 並 び に 調 達 品 及 び こ

れ に 関 す る 役 務 に 係 る 原 価 監 査 及 び 検 査 そ の 他 の 契 約

の 履 行 に つ い て の 業 務 (シ ス テ ム 調 整 官 が 所 掌 す る も

の を 除 く。) に 関 し、 重 要 な 専 門 的 事 項 に 関 す る 事 務

を 総 括 す る。

4 シ ス テ ム 調 整 官 は、 課 長 の 命 を 受 け、 長 崎 防 衛 支 局

長 が 指 定 す る 品 目 に つ い て、 調 達 品 及 び こ れ に 関 す る

役 務 に 係 る 原 価 監 査 及 び 検 査 そ の 他 の 契 約 の 履 行 に 関

し、 重 要 な 専 門 的 事 項 に 関 す る 事 務 を 総 括 す る。

5 原 価 監 査 官 は、 課 長 の 命 を 受 け、 次 に 掲 げ る 事 務 に

従 事 す る。

(1) 装 備 品 等 及 び 役 務 に 関 す る 業 態 調 査 に 関 す る こ と。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

6 検査官は、課長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第199条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第4節 熊本防衛支局

(地方調整官)

第200条 熊本防衛支局に、地方調整官1人を置く。

2 地方調整官は、熊本防衛支局長の命を受け、熊本防

衛支局の所掌事務を整理するほか、同支局の所掌事務のうち特に重要な事項について、企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

(総務課)

第201条 総務課に、課長補佐2人のほか、次の6係を置く。

総務係

審査係

経理第1係

経理第2係

契約係

契約審査係

2 総務課に、総合調整官1人を置く。

3 総合調整官は、課長の命を受け、課長補佐及び総務係とともに熊本防衛支局内の総合調整及び同支局の所掌事務に関する自衛隊の部隊及び機関との連絡調整に関する事務に従事する。

(業務課)

第 2 0 2 条 業務課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係
を置く。

業務係

取得係

行政財産管理第 1 係

行政財産管理第 2 係

国有財産管理係

(建築課)

第 2 0 3 条 建築課に、課長補佐 1 人のほか、次の 4 係
を置く。

建築第 1 係

建築第 2 係

建築第 3 係

建築第 4 係

2 建築課に、建設監督官 2 人及び施設基盤強化対策専門官 1 人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、建築工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設
基盤強化建築工事の実施に関する事務に従事する。

(土木課)

第204条 土木課に、課長補佐1人のほか、次の4係
を置く。

土木第1係

土木第2係

土木第3係

土木第4係

2 土木課に、建設監督官3人及び施設基盤強化対策専
門官1人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、土木工事の施工の
監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設
基盤強化土木工事の実施に関する事務に従事する。

(設備課)

第205条 設備課に、課長補佐1人のほか、次の9係
を置く。

電気設備第1係

電気設備第2係

電気設備第3係

機械設備第1係

機械設備第2係

機械設備第3係

通信第1係

通信第2係

通信第3係

2 設備課に、建設監督官3人及び施設基盤強化対策専門官2人を置く。

3 建設監督官は、課長の命を受け、設備工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

4 施設基盤強化対策専門官は、課長の命を受け、施設基盤強化設備工事の実施に関する事務に従事する。

(建設計画官)

第206条 建設計画官の下に、建設計画官補佐1人の

ほか、次の2係を置く。

計画調整第1係

計画調整第2係

- 2 建設計画官の下に、工事調整専門官1人を置く。
- 3 工事調整専門官は、建設計画官の命を受け、建設工事の計画及び調整に関する事務に従事する。

(課長補佐等)

第207条 課長補佐は、九州防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

- 2 建設計画官補佐は、九州防衛局長の定めるところにより、建設計画官を補佐し、建設計画官の所掌事務を整理する。

(係及び係長)

第208条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 係長は、課長又は建設計画官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第3章 地方防衛事務所

第1節 総則

(所掌事務)

第209条 地方防衛事務所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事、会計、文書及び庶務に関すること。
- (2) 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (3) 防衛施設周辺環境整備法第3条から第8条まで及び第9条第2項の規定による措置のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (4) 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

- (5) 建設工事の実施のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (6) 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (7) 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達に関する連絡に関すること。
- (8) 駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (9) 合衆国軍協定第18条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第18条の規定に基づく請求の処理をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (10) 合衆国軍協定第18条第5項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあっせんその他必要な援助をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

- (11) 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。
- (12) 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定による給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (13) 自衛隊法第105条第1項及び漁船操業制限法第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (14) 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項、特別損失補償法第1条第1項及び米軍等行動関連措置法第14条第1項の規定による損失の補償をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
- (15) 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しく

は流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

(16) 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに利得の求償及び原状回復のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

(17) 自衛隊の施設の取得及びこれに伴う必要な措置並びに自衛隊の施設に供される行政財産の管理のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

(18) 駐留軍の使用に供する普通財産の取得及び管理のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

(19) 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得並びにこれに伴う必要な措置のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

2 物品管理法（昭和31年法律第113号）第8条第6項に規定する分任物品管理官（自衛隊の施設に係る工事により生じた物品及び駐留軍から返還された物品の管理に関する事務を取り扱う者に限る。）が置かれる地方防衛事務所は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第9号から第19号までに掲げる事務

(2) 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品及び駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

3 三沢防衛事務所、横田防衛事務所、横須賀防衛事務所、座間防衛事務所、富士防衛事務所、京都防衛事務所、岩国防衛事務所及び佐世保防衛事務所は、第1項各号又は前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（地方防衛局長の指定する事項に限る。）。

4 郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人事、会計、文書及び庶務に関すること。

(2) 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

(3) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(4) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。

(5) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(6) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関

すること。

(7) 調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する
こと。

(8) 調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方
における秘密の保全に関すること。

(9) 調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方
における保護すべき情報（秘密を除く。）の保全に
関すること。

(10) 第5号から前号までに掲げるもののほか、調達品
及びこれに関する役務に係る契約の履行に関する業
務に関すること。

5 名護防衛事務所は、第1項各号又は第2項各号に掲
げる事務のほか、次に掲げる事務（沖縄防衛局長の指
定する事項に限る。）をつかさどる。

(1) 建設工事の実施計画に関すること。

(2) 建設工事に関する統計に関すること。

(3) 建設工事の設計に関すること。

(4) 建設工事費の積算に関すること。

- (5) 建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- (6) 建設工事に関する調査及び研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事務の実施に関する入札及び契約に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に関する争訟に関すること。
- (管轄区域)

第210条 地方防衛事務所の管轄区域は、次のとおりとする。

地方防衛事務所	管 轄 区 域
千歳防衛事務所	室蘭市 苫小牧市 千歳市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 虻田郡豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡 白老郡 勇払郡（占冠村を除く。） 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡

	日高郡
三沢防衛事務所	青森県
郡山防衛事務所	青森県 岩手県 宮城県 秋田 県 山形県 福島県
百里防衛事務所	茨城県
宇都宮防衛事務所	栃木県
前橋防衛事務所	栃木県 群馬県 長野県
千葉防衛事務所	千葉県
横田防衛事務所	川越市 秩父市 所沢市 飯能 市 東松山市 狭山市 入間市

	<p>坂戸市 鶴ヶ島市 日高市</p> <p>入間郡 比企郡 秩父郡 東京都（特別区、清瀬市、大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内及び小笠原支庁管内を除く。）</p>
新潟防衛事務所	新潟県
横須賀防衛事務所	横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 三浦郡
座間防衛事務所	相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡 愛甲郡
吉田防衛事務所	山梨県

浜松防衛事務所	静岡県（富士防衛事務所の管轄区域を除く。）
富士防衛事務所	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡 駿東郡
小松防衛事務所	富山県 石川県 福井県
京都防衛事務所	滋賀県 京都府
舞鶴防衛事務所	富山県 石川県 福井県 福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡 兵庫県（豊岡市、養父市、朝来市及び美

	方郡に限る。)
岐阜防衛事務所	岐阜県
美保防衛事務所	鳥取県 島根県
津山防衛事務所	岡山県
玉野防衛事務所	鳥取県 岡山県 徳島県（板野郡を除く。） 香川県 愛媛県 高知県
岩国防衛事務所	大竹市 山口県
高松防衛事務所	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
佐世保防衛事務	長崎県（対馬市及び壱岐市を除

所	く。)
別府防衛事務所	大分県
宮崎防衛事務所	宮崎県
鹿児島防衛事務所	鹿児島県
那覇防衛事務所	那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）
名護防衛事務所	名護市 国頭郡（恩納村、宜野座村及び金武町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

2 横田防衛事務所、横須賀防衛事務所、座間防衛事務

所及び岩国防衛事務所の管轄区域は、前条第3項各号に掲げる事務については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

地方防衛事務所	管 轄 区 域
横田防衛事務所	川越市 秩父市 所沢市 飯能市 東松山市 狭山市 入間市 新座市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 入間郡 比企郡 秩父郡 東京都（大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内及び小笠原支庁管内を除く。）
横須賀防衛事務所	横浜市（旭区及び瀬谷区を除く。） 横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 三浦郡

座間防衛事務所	横浜市旭区及び瀬谷区 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡 愛甲郡
岩国防衛事務所	広島県 山口県

- 3 郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所の管轄区域は、前条第4項第2号に掲げる事務については、第1項の規定にかかわらず、地方防衛局長が別に示す区域とする。

第2節 千歳防衛事務所

(次長)

第211条 千歳防衛事務所に、次長1人を置く。

- 2 次長は、所長を助け、千歳防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 1 2 条 千歳防衛事務所に、次の 3 係を置く。

業務係

施設第 1 係

施設第 2 係

(係及び係長)

第 2 1 3 条 係の所掌事務は、北海道防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 3 節 三沢防衛事務所

(次長)

第 2 1 4 条 三沢防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、三沢防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 1 5 条 三沢防衛事務所に、次の 2 課を置く。

業務課

施設課

- 2 課の所掌事務は、東北防衛局長が定める。
- 3 課に、課長を置く。
- 4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第216条 三沢防衛事務所に、労務対策官1人、首席労務対策調査専門官1人、渉外専門官1人、基地対策調査専門官1人及び労務対策調査専門官1人を置く。

- 2 労務対策官は、所長の命を受け、次に掲げる事務の
を総括する。
 - (1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。
 - (2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（東北防衛局長の指定する事項に限る。）。
- 3 首席労務対策調査専門官は、所長の命を受け、前項各号に掲げる事務の一部を総括する。
- 4 渉外専門官は、所長の命を受け、三沢防衛事務所の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

5 基地対策調査専門官は、所長の命を受け、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題の対策に関する連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関する事務に従事する。

6 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、第2項各号に掲げる事務に従事する。

(業務課)

第217条 業務課に、次の3係を置く。

業務第1係

業務第2係

業務第3係

(施設課)

第218条 施設課に、次の3係を置く。

施設第1係

施設第2係

施設第3係

(首席労務対策調査専門官)

第 2 1 9 条 首席労務対策調査専門官の下に、労務対策係を置く。

(係及び係長)

第 2 2 0 条 係の所掌事務は、東北防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は首席労務対策調査専門官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 4 節 郡山防衛事務所

(内部組織)

第 2 2 1 条 郡山防衛事務所に、総務係を置く。

(専門職)

第 2 2 2 条 郡山防衛事務所に、原価監査官 1 人、検査官 8 人及び情報セキュリティ監査官 1 人を置く。

2 原価監査官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

3 検査官は、所長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

4 情報セキュリティ監査官は、所長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報の保全についての監査に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第 2 2 3 条 係の所掌事務は、東北防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 5 節 百里防衛事務所

(次長)

第 2 2 4 条 百里防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、百里防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 2 5 条 百里防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 2 2 6 条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 6 節 宇都宮防衛事務所

(次長)

第 2 2 7 条 宇都宮防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、宇都宮防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 2 8 条 宇都宮防衛事務所に、総務係を置く。

(専門職)

第 2 2 9 条 宇都宮防衛事務所に、装備管理官 1 人、システム調整官 1 人、原価監査官 6 人及び検査官 1 4 人を置く。

2 装備管理官は、所長の命を受け、装備品等及び役務に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

3 システム調整官は、所長の命を受け、事務所長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

4 原価監査官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関するこ

と。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

5 検査官は、所長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第 2 3 0 条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 7 節 前橋防衛事務所

(次長)

第 2 3 1 条 前橋防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、前橋防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 3 2 条 前橋防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 2 3 3 条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 8 節 千葉防衛事務所

(次長)

第 2 3 4 条 千葉防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、千葉防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 3 5 条 千葉防衛事務所に、次の 3 係を置く。

業務係

施設第 1 係

施設第2係

(係及び係長)

第236条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第9節 横田防衛事務所

(次長)

第237条 横田防衛事務所に、次長1人を置く。

2 次長は、所長を助け、横田防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第238条 横田防衛事務所に、次の2課を置く。

業務課

施設課

2 課の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

3 課に、課長を置く。

4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第239条 横田防衛事務所に、労務対策官1人、首席
労務対策調査専門官1人、渉外専門官1人及び労務対
策調査専門官1人を置く。

2 労務対策官は、所長の命を受け、次に掲げる事務の
を総括する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理
、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（北関東
防衛局長の指定する事項に限る。）。

3 首席労務対策調査専門官は、所長の命を受け、前項
各号に掲げる事務の一部を総括する。

4 渉外専門官は、所長の命を受け、横田防衛事務所の
所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

5 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、第2項各
号に掲げる事務に従事する。

(業務課)

第240条 業務課に、次の3係を置く。

業務第 1 係

業務第 2 係

業務第 3 係

(施設課)

第 2 4 1 条 施設課に、次の 3 係を置く。

施設第 1 係

施設第 2 係

施設第 3 係

(首席労務対策調査専門官)

第 2 4 2 条 首席労務対策調査専門官の下に、労務対策係を置く。

(係及び係長)

第 2 4 3 条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は首席労務対策調査専門官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 0 節 新潟防衛事務所

(次長)

第 2 4 4 条 新潟防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、新潟防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 4 5 条 新潟防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 2 4 6 条 係の所掌事務は、北関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 1 節 横須賀防衛事務所

(次長)

第 2 4 7 条 横須賀防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、横須賀防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 4 8 条 横須賀防衛事務所に、次の 2 課を置く。

業務課

施設課

2 課の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

3 課に、課長を置く。

4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第 2 4 9 条 横須賀防衛事務所に、首席労務対策調査専門官 1 人、労務対策調査専門官 3 人及び安全衛生専門官 1 人を置く。

2 首席労務対策調査専門官は、所長の命を受け、次に掲げる事務の一部を総括する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

3 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、第 2 項第 1 号（安全衛生専門官の所掌に属するものを除く。）

及び同項第2号に掲げる事務に従事する。

4 安全衛生専門官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の安全衛生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

（業務課）

第250条 業務課に、次の2係を置く。

業務第1係

業務第2係

（施設課）

第251条 施設課に、施設係を置く。

（首席労務対策調査専門官）

第252条 首席労務対策調査専門官の下に、労務対策係を置く。

（係及び係長）

第253条 係の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

- 3 係長は、課長又は首席労務対策調査専門官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 2 節 座間防衛事務所

(次長)

第 2 5 4 条 座間防衛事務所に、次長 1 人を置く。

- 2 次長は、所長を助け、座間防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 5 5 条 座間防衛事務所に、次の 4 係を置く。

業務第 1 係

業務第 2 係

施設第 1 係

施設第 2 係

(専門職)

第 2 5 6 条 座間防衛事務所に、首席労務対策調査専門官 1 人、労務対策調査専門官 1 人及び安全衛生専門官 1 人を置く。

- 2 首席労務対策調査専門官は、所長の命を受け、次に

掲げる事務の一部を総括する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

3 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、第2項第1号（安全衛生専門官の所掌に属するものを除く。）及び同項第2号に掲げる事務に従事する。

4 安全衛生専門官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の安全衛生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

（首席労務対策調査専門官）

第257条 首席労務対策調査専門官の下に、労務対策係を置く。

（係及び係長）

第258条 係の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 係長は、課長又は首席労務対策調査専門官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 3 節 吉田防衛事務所

(次長)

第 2 5 9 条 吉田防衛事務所に、次長 1 人を置く。

- 2 次長は、所長を助け、吉田防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 6 0 条 吉田防衛事務所に、次の 4 係を置く。

業務第 1 係

業務第 2 係

施設第 1 係

施設第 2 係

(係及び係長)

第 2 6 1 条 係の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌

理する。

第 1 4 節 浜松防衛事務所

(次長)

第 2 6 2 条 浜松防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、浜松防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 6 3 条 浜松防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 2 6 4 条 係の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 5 節 富士防衛事務所

(内部組織)

第 2 6 5 条 富士防衛事務所に、次の 2 課を置く。

業務課

施設課

- 2 課の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。
- 3 課に、課長を置く。
- 4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第266条 富士防衛事務所に、渉外専門官1人、労務対策調査専門官1人及び安全衛生専門官1人を置く。

- 2 渉外専門官は、所長の命を受け、富士防衛事務所の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。
- 3 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること（安全衛生専門官の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。
- 4 安全衛生専門官は、所長の命を受け、次に掲げる事

務に従事する。

- (1) 駐留軍等労働者の安全衛生に関すること。
- (2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）。

（業務課）

第 2 6 7 条 業務課に、次の 2 係を置く。

業務第 1 係

業務第 2 係

（施設課）

第 2 6 8 条 施設課に、次の 2 係を置く。

施設第 1 係

施設第 2 係

（係及び係長）

第 2 6 9 条 係の所掌事務は、南関東防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 6 節 小松防衛事務所

(次長)

第 2 7 0 条 小松防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、小松防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 7 1 条 小松防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 2 7 2 条 係の所掌事務は、近畿中部防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 7 節 京都防衛事務所

(次長)

第 2 7 3 条 京都防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、京都防衛事務所の事務を整理

する。

(内部組織)

第274条 京都防衛事務所に、次の2係を置く。

業務係

施設係

(専門職)

第274条の2 京都防衛事務所に、労務対策調査専門官1人を置く。

2 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（近畿中部防衛局長の指定する事項に限る。）。

(係及び係長)

第275条 係の所掌事務は、近畿中部防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 1 8 節 舞鶴防衛事務所

(内部組織)

第 2 7 6 条 舞鶴防衛事務所に、総務係を置く。

(専門職)

第 2 7 7 条 舞鶴防衛事務所に、原価監査官 1 人及び検査官 5 人を置く。

2 原価監査官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

3 検査官は、所長の命を受け、調達品及びこれに関す

る役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第278条 係の所掌事務は、近畿中部防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第19節 岐阜防衛事務所

(次長)

第279条 岐阜防衛事務所に、次長1人を置く。

2 次長は、所長を助け、岐阜防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第280条 岐阜防衛事務所に、総務係を置く。

(専門職)

第281条 岐阜防衛事務所に、装備管理官2人、システム調整官2人、原価監査官4人及び検査官30人を

置く。

- 2 装備管理官は、所長の命を受け、装備品等及び役務に関する業態調査及び価格の調査並びに調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行についての業務（システム調整官が所掌するものを除く。）に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 3 システム調整官は、所長の命を受け、所長が指定する品目について、調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査その他の契約の履行に関し、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 4 原価監査官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
 - (2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。
 - (3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

5 検査官は、所長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の実施に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第 2 8 2 条 係の所掌事務は、近畿中部防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 0 節 美保防衛事務所

(次長)

第 2 8 3 条 美保防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、美保防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 8 4 条 美保防衛事務所に、業務係を置く。

(係及び係長)

第 2 8 5 条 係の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 1 節 津山防衛事務所

(次長)

第 2 8 6 条 津山防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、津山防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 8 7 条 津山防衛事務所に、業務係を置く。

(係及び係長)

第 2 8 8 条 係の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌

理する。

第 2 2 節 玉野防衛事務所

(内部組織)

第 2 8 9 条 玉野防衛事務所に、総務係を置く。

(専門職)

第 2 9 0 条 玉野防衛事務所に、原価監査官 1 人及び検査官 5 人を置く。

2 原価監査官は、所長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。

(2) 装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること。

(3) 調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

(4) 調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

3 検査官は、所長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査その他の契約の履行に関する業務の

実施に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第 2 9 1 条 係の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 3 節 岩国防衛事務所

(次長)

第 2 9 2 条 岩国防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、岩国防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 9 3 条 岩国防衛事務所に、次の 2 課を置く。

業務課

施設課

2 課の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

3 課に、課長を置く。

4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第294条 岩国防衛事務所に、労務対策官1人、首席
労務対策調査専門官1人、渉外専門官1人及び労務対
策調査専門官1人を置く。

2 労務対策官は、所長の命を受け、次に掲げる事務を
総括する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理
、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（中国四
国防衛局長の指定する事項に限る。）。

3 首席労務対策調査専門官は、所長の命を受け、前項
各号に掲げる事務の一部を総括する。

4 渉外専門官は、所長の命を受け、岩国防衛事務所の
所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

5 労務対策調査専門官は、所長の命を受け、第2項各
号に掲げる事務に従事する。

(業務課)

第 2 9 5 条 業務課に、次の 2 係を置く。

業務第 1 係

業務第 2 係

(施設課)

第 2 9 6 条 施設課に、施設係を置く。

(係及び係長)

第 2 9 7 条 係の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 4 節 高松防衛事務所

(次長)

第 2 9 8 条 高松防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、高松防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 2 9 9 条 高松防衛事務所に、業務係を置く。

(係及び係長)

第 3 0 0 条 係の所掌事務は、中国四国防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 5 節 佐世保防衛事務所

(次長)

第 3 0 1 条 佐世保防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、佐世保防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 3 0 2 条 佐世保防衛事務所に、次の 2 課を置く。

業務課

施設課

2 課の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

3 課に、課長を置く。

4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第303条 佐世保防衛事務所に、労務対策官1人、首席労務対策調査専門官1人及び渉外専門官1人を置く。

2 労務対策官は、所長の命を受け、次に掲げる事務を総括する。

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 防衛施設の設置運営調査等に関すること（九州防衛局長の指定する事項に限る。）。

3 首席労務対策調査専門官は、所長の命を受け、前項各号に掲げる事務の一部を総括する。

4 渉外専門官は、所長の命を受け、佐世保防衛事務所の所掌事務に関する渉外に関する事務に従事する。

(業務課)

第304条 業務課に、次の2係を置く。

業務第1係

業務第2係

(施設課)

第 3 0 5 条 施設課に、次の 2 係を置く。

施設第 1 係

施設第 2 係

(首席労務対策調査専門官)

第 3 0 6 条 首席労務対策調査専門官の下に、労務対策係を置く。

(係及び係長)

第 3 0 7 条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長又は首席労務対策調査専門官の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 6 節 別府防衛事務所

(次長)

第 3 0 8 条 別府防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、別府防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 3 0 9 条 別府防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 3 1 0 条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 7 節 宮崎防衛事務所

(次長)

第 3 1 1 条 宮崎防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、宮崎防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 3 1 2 条 宮崎防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 3 1 3 条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 8 節 鹿児島防衛事務所

(内部組織)

第 3 1 4 条 鹿児島防衛事務所に、次の 2 課を置く。

業務課

施設課

- 2 課の所掌事務は、九州防衛局長が定める。
- 3 課に、課長を置く。
- 4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(業務課)

第 3 1 5 条 業務課に、業務係を置く。

(施設課)

第 3 1 6 条 施設課に、施設係を置く。

(係及び係長)

第 3 1 7 条 係の所掌事務は、九州防衛局長が定める。

- 2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 2 9 節 那覇防衛事務所

(次長)

第 3 1 8 条 那覇防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、那覇防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 3 1 9 条 那覇防衛事務所に、次の 2 係を置く。

業務係

施設係

(係及び係長)

第 3 2 0 条 係の所掌事務は、沖縄防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、所長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 3 0 節 名護防衛事務所

(次長)

第 3 2 1 条 名護防衛事務所に、次長 1 人を置く。

2 次長は、所長を助け、名護防衛事務所の事務を整理する。

(内部組織)

第 3 2 2 条 名護防衛事務所に、次の 2 課を置く。

総務課

建設課

2 課の所掌事務は、沖縄防衛局長が定める。

3 課に、課長を置く。

4 課長は、所長の命を受け、課務を掌理する。

(専門職)

第 3 2 3 条 名護防衛事務所に、総括建設監督官 1 人を置く。

2 総括建設監督官は、所長の命を受け、建設工事の施工の監督に関する事務を総括する。

(総務課)

第 3 2 4 条 総務課に、課長補佐 2 人のほか、次の 5 係を置く。

業務係

施設係

経理係

契約係

契約審査係

(建設課)

第325条 建設課に、課長補佐4人のほか、次の19
係を置く。

計画調整係

環境安全管理係

環境評価係

環境調査係

建築第1係

建築第2係

建築第3係

土木第1係

土木第2係

土木第3係

土木第 4 係

土砂調達係

設備第 1 係

設備第 2 係

設備第 3 係

安全対策第 1 係

安全対策第 2 係

安全対策第 3 係

安全対策第 4 係

2 建設課に、工事調整専門官 2 人及び建設監督官 4 人を置く。

3 工事調整専門官は、課長の命を受け、建設工事の実施に当たって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画、立案及び調整に関する事務に従事する。

4 建設監督官は、課長の命を受け、建設工事の施工の監督の総括に関する事務に従事する。

(課長補佐)

第 3 2 6 条 課長補佐は、沖縄防衛局長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

(係及び係長)

第 3 2 7 条 係の所掌事務は、沖縄防衛局長が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、課長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

第 4 章 雑則

(地方防衛局組織規則第 4 条第 1 項第 2 7 号に規定する防衛大臣が定める調達)

第 3 2 8 条 地方防衛局組織規則第 4 条第 1 項第 2 7 号に規定する防衛大臣が定める調達は、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和 4 9 年防衛庁訓令第 4 号）第 3 条に規定する中央調達とする。

(所掌事務の特例)

第 3 2 9 条 地方防衛局長は、特に必要があると認めるときは、この訓令に規定する事務に加え、臨時に、地方防衛局の課若しくは室、地方防衛支局の課又は地方

防衛事務所に所属する者に対し、その者が所属する地方防衛局の課若しくは室、地方防衛支局の課又は地方防衛事務所の所掌に属する事務の一部を処理することを命ずることができる。

(主任原価監査官の設置の特例)

第 3 3 0 条 複数の原価監査官が共同して原価監査官の所掌事務を行う場合には、他の原価監査官の事務を管理させるため、主任原価監査官を置く。

(主任検査官の設置の特例)

第 3 3 1 条 複数の検査官が共同して検査官の所掌事務を行う場合には、他の検査官の事務を管理させるため、主任検査官を置く。

(委任規定)

第 3 3 2 条 この訓令に定めるもののほか、地方防衛局、地方防衛支局及び地方防衛事務所の内部組織に関し必要な事項は、地方防衛局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

(沖縄防衛局企画部地方調整課基地対策室の所掌事務の特例)

2 沖縄防衛局企画部地方調整課基地対策室は、第157条第6項各号に掲げる事務のほか、次の表の左欄に掲げる期間、それぞれ同表の右欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成34年3月31日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第8条の規定に

	<p>よる返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第19条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること（沖縄に関する特別行動委員会最終報告による返還等に係るものに限る。）。</p>
<p>平成39年3月31日までの間</p>	<p>1 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置</p>

法」という。)第8条に規定するものをいう。)の作成に関すること。

2 再編関連振興特別地域(駐留軍再編特別措置法第7条第1項に規定するものをいう。)の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

(沖縄防衛局企画部地方調整課連絡調整室の所掌事務の特例)

3 沖縄防衛局企画部地方調整課連絡調整室は、第157条第18項各号に掲げる事務のほか、平成34年3

月 3 1 日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第 8 条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第 1 9 条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務（基地対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（三沢防衛事務所等の所掌事務の特例）

4 三沢防衛事務所、横田防衛事務所、横須賀防衛事務所、座間防衛事務所、富士防衛事務所、京都防衛事務所、岩国防衛事務所及び佐世保防衛事務所は、第 2 0 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する事務及び同条第 3 項に規定する事務のほか、平成 3 5 年 5 月 1 6 日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和 3 3 年法律第 1 5 8 号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

5 前項に規定する事務に係る管轄区域は、第 2 1 0 条第 1 項の規定にかかわらず、同条第 2 項に規定する管轄区域とする。

（那覇防衛事務所等の所掌事務の特例）

6 那覇防衛事務所にあつては、第209条第1項に規定する事務、名護防衛事務所にあつては第209条第1項及び第5項に規定する事務のほか、次の表の左欄に掲げる期間、それぞれ同表の右欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成34年3月31日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第8条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第19条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知のための連絡及び交渉、調

	<p>査並びに資料の収集に関すること。</p>
<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第10条及び第29条の規定が効力を有する間</p>	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第10条の規定による給付金並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第29条の規定による特定給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。</p>
<p>沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の沖</p>	<p>同条の規定による特定跡地給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収</p>

<p>繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第104条の規定が効力を有する間</p>	<p>集に関すること。</p>
--	-----------------

（労務対策官の職務の特例）

- 7 三沢防衛事務所、横田防衛事務所、岩国防衛事務所及び佐世保防衛事務所の労務対策官は、それぞれ、第216条第2項に規定する事務、第239条第2項に規定する事務、第294条第2項に規定する事務及び第303条第2項に規定する事務のほか、平成35年5月16日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務に従事する。

（再編調整専門官の職務の特例）

- 8 北関東防衛局企画部地方調整課、南関東防衛局企画部地方調整課、中国四国防衛局企画部地方調整課、九州防衛局企画部地方調整課及び沖縄防衛局企画部地方調整課の再編調整専門官は、それぞれ、第45条第3

項に規定する事務、第 7 2 条第 3 項に規定する事務、
第 1 1 7 条第 3 項に規定する事務、第 1 3 7 条第 3 項
に規定する事務及び第 1 5 7 条第 3 項に規定する事務
のほか、平成 3 9 年 3 月 3 1 日までの間、次の各号に
掲げる事務に従事する。

- (1) 駐留軍再編特別措置法第 4 条第 1 項の規定による
再編関連特定防衛施設の指定及び同法第 5 条第 1 項
の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関す
ること。
- (2) 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第
7 条第 1 項に規定するものをいう。第 4 号において
同じ。）の指定に関すること。
- (3) 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別
措置法第 8 条に規定するものをいう。）の作成に関
すること。
- (4) 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に
ついての関係行政機関との事務の連絡調整に関する
こと。

(労務対策調査専門官の職務の特例)

- 9 北関東防衛局総務部総務課労務対策調査専門官、近畿中部防衛局総務部総務課労務対策調査専門官、九州防衛局総務部総務課労務対策調査専門官、沖縄防衛局労務管理官の労務対策官の下に置かれる労務対策調査専門官、三沢防衛事務所労務対策調査専門官、横田防衛事務所労務対策調査専門官、横須賀防衛事務所労務対策調査専門官、座間防衛事務所労務対策調査専門官、富士防衛事務所労務対策調査専門官、京都防衛事務所労務対策調査専門官及び岩国防衛事務所労務対策調査専門官は、それぞれ、第39条第5項に規定する事務、第92条第5項に規定する事務、第132条第5項に規定する事務、第151条第6項に規定する事務、第216条第6項に規定する事務、第239条第5項に規定する事務、第249条第3項に規定する事務、第256条第3項に規定する事務、第266条第3項に規定する事務、第274条の2第2項に規定する事務及び第294条第5項に規定する事務のほか、平

平成35年5月16日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務に従事する。

(三沢防衛事務所等の首席労務対策調査専門官の職務の特例)

- 10 三沢防衛事務所、横田防衛事務所、横須賀防衛事務所、座間防衛事務所、岩国防衛事務所及び佐世保防衛事務所の首席労務対策調査専門官は、それぞれ、第216条第3項に規定する事務、第239条第3項に規定する事務、第249条第2項に規定する事務、第256条第2項に規定する事務、第294条第3項に規定する事務及び第303条第3項に規定する事務のほか、平成35年5月16日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務の一部を総括する。

(課長補佐の設置の特例)

- 11 沖縄防衛局調達部土木課の課長補佐のうち2人は、平成33年3月31日まで置く。

(係及び係長の設置の特例)

1 2 次の表の左欄に掲げる期間、同表の中欄に掲げる
地方防衛局の課に、それぞれ同表の右欄に掲げる名称
の係を置く。

期 間	課	係の名称
駐留軍再編特 措法第6条の 規定が効力を 有する間	企画部施設対策 計画課	再編交付金係
	企画部周辺環境 整備課（北海道 防衛局、東北防 衛局、近畿中部 防衛局及び九州 防衛局に限る。 ）	

	企画部周辺環境整備課（中国四国防衛局に限る。）	再編交付金第1係
平成40年3月31日までの間	企画部周辺環境整備課（中国四国防衛局に限る。）	再編交付金第2係
		再編交付金第3係

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

（施行期日）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成27年6月30日省訓第25号）

(施行期日)

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号)

(施行期日)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月29日省訓第3号)

(施行期日)

この訓令は、平成28年1月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

(施行期日)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第34号)

(施行期日)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日省訓第11号)

(施行期日)

この訓令は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律 (平成29年法律第6号

) の施行の日（平成 29 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日省訓第 28 号）

（施行期日）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日省訓第 63 号）

（施行期日）

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日省訓第 26 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 13 日省訓第 31 号）

（施行期日）

この訓令は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 17 日省訓第 43 号）

（施行期日）

この訓令は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。